

○飯塚市狩猟免許取得助成事業補助金交付要綱

平成29年8月29日

飯塚市告示第243号

(趣旨)

第1条 この告示は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第39条に規定する狩猟免許の取得及び法第55条に規定する狩猟者登録に要する経費の一部を補助することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、新たに狩猟免許を取得した者とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとし、補助金額は9,500円を上限とする。

- (1) 狩猟免許講習会受講料
- (2) 狩猟免許申請書に添付する医師の診断書料

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 狩猟者登録者証の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日以降新たに狩猟免許を取得した者について適用する。